

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○有害図書類の指定	(青少年課)	二
○有害特定がん具等の指定	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	三
公 告	(建築宅地課)	三
○開発行為に関する工事の完了		三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		四
○政治団体の届出事項の異動届		四
○資金管理団体の届出事項の異動届		四

告 示

○宮城県告示第七百五十一号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あそびの社

一 代表者の氏名 阿部 幹司

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区新田東二丁目十一番十号一b

三 定款に記載された目的 この法人は、幼児に対して、あたたかでぬくもりのある保育を旨指していくと同時に、地域における子育てを支援し、幼児のみならず、子育て中のすべての人に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年七月三日

○宮城県告示第七百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ハーモニーつたつ

二 代表者の氏名 阿部 勝衛

三 主たる事務所の所在地 本吉郡南三陸町歌津字管の浜八十番地四

四 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者グループホーム「希望が丘」の設置・運営、精神障害者自立生活体験ホーム事業の運営、EM（有用微生物群）を使用した環境浄化活動、EMばかりの製造販売、精神障害者の雇用拡充の支援、その他目的達成のために必要な事業を行い、もって精神障害者の社会復帰・社会参加を支援し、地域の在宅福祉に寄与することを目的とする。

平成二十年七月二日

二 特定非営利活動法人 介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

一 代表者の氏名 樋口 晟子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区柏木一丁目二番四十五号

三 定款に記載された目的 介護ネットワークみやぎは、知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のための事業を行い、情報を共有しネットワークをひろげ、介護サービスの第三者評価に関する社会的システムの実現をめざし、もって要介護者と介護者の人権擁護（尊重）、地域住民の福祉向上に資することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年七月二日

○宮城県告示第七百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

一 代表者の氏名 阿部 勝衛

二 主たる事務所の所在地 本吉郡南三陸町歌津字管の浜八十番地四

三 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者グループホーム「希望が丘」の設置・運営、精神障害者自立生活体験ホーム事業の運営、EM（有用微生物群）を使用した環境浄化活動、EMばかりの製造販売、精神障害者の雇用拡充の支援、その他目的達成のために必要な事業を行い、もって精神障害者の社会復帰・社会参加を支援し、地域の在宅福祉に寄与することを目的とする。

平成二十年七月二日

二 特定非営利活動法人 介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

一 代表者の氏名 樋口 晟子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区柏木一丁目二番四十五号

三 定款に記載された目的 介護ネットワークみやぎは、知恵と力を合わせ、良質な介護サービス提供と健全な事業運営のための事業を行い、情報を共有しネットワークをひろげ、介護サービスの第三者評価に関する社会的システムの実現をめざし、もって要介護者と介護者の人権擁護（尊重）、地域住民の福祉向上に資することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年七月二日

○宮城県告示第七百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年七月十五日

一 代表者の氏名 阿部 勝衛

- 4 申請のあった年月日 平成二十年七月三日
- 三 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アニマルクラブ石巻
- 1 代表者の氏名 阿部 智子
- 2 主たる事務所の所在地 石巻市不動町一丁目十三番十二号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、助けを必要としている動物の救済と社会復帰に協力し、パネル展やホームページ、本や印刷物の出版などを通して、人間に捨てられた動物の現実を人々に知らせ、殺すことで解決としない社会になるように、提案やはたらきかけに寄与することを目的とする。

- 4 申請のあった年月日 平成二十年七月三日
- 四 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ふくしネット
- 1 代表者の氏名 松田 祐治
- 2 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区高野原三丁目一番地の十一
- 3 定款に記載された目的 この法人は、在宅介護の必要な高齢者やその家族、その他の援助を必要とする人々に対して、居宅介護支援事業を中心とした各種在宅介護サービスや介護情報の提供、相談等を広く実施することで、地域の人々が健やかに暮らせる社会づくりを目指し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 4 申請のあった年月日 平成二十年七月七日

○宮城県告示第七百五十三号
 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。
 平成二十年七月十五日

一 指定図書類
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	本当にいたよ！こんなにやさしいお姉さん 8月号 08019・08	(株)ダイアプレス
二	雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE 8月号 14003・08	KKベストセラーズ
三	雑誌	月間メルフレボンバー 8月号	KKベストセラーズ

四	雑誌	08513・08 That's DAN 8月号 04117・08	メディア・クライス(株)
五	雑誌	ビデオボーイ 8月号 07851・08	(株)ジーオーティ

二 指定理由
 図書類の内容が著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。
 ○宮城県告示第七百五十四号
 青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十九条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な特定がん具等として指定する。
 平成二十年七月十五日

一 指定特定がん具等
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	名称等	形状、構造又は機能
一	刃物	通称 ダガーナイフ	鍔 <small>しのせ</small> を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの
二	刃物	通称 スローイングナイフ	両刃又は片刃の刃体を有し、刃体の先端部が著しく鋭い投てき用ナイフで、一般的に「投げナイフ」「フライングナイフ」と呼ばれるもの

二 指定理由
 形状、構造又は機能からみて、著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は著しく青少年の非行を誘発するなど、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百五十五号
 障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
 平成二十年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五三〇〇三二六	事業所の名称及び所在地 セベックヘルバースター ション 仙台市若林区荒町一七二	設置者名 有限会社セベック	廃止年月日 平成二十年 六月三十日
---------------------	--	------------------	-------------------------

○宮城県告示第七百五十六号

県営北赤井地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年七月十五日から平成二十年八月十二日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市河南総合支所及び東松島市役所

○宮城県告示第七百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年七月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 鳴瀬南郷線
三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	
	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
遠田郡美里町大柳字後藤淵二番四地先から 同郡同町練牛字十一号一七番一地先まで	前 五・四	四〇〇・〇
	後 二二・八 一九・〇	四〇〇・〇

○宮城県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年七月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鳴瀬南郷線	遠田郡美里町大柳字後藤淵二番四地先から 同郡同町練牛字十一号一七番一地先まで	平成二十年 七月十五日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
名取市植松字新橋九十二番一、百十一、百十二番一、九十三番二の一部、九十二番一地先水路の一部、九十二番一地先道路の一部、百十一番地先水路の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区丸の内一丁目七番十二号
石油資源開発株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十年七月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	政党的名称	届出年月日
自由民主党津山支部	熊谷 盛廣	亀井 武宏	登米市津山町横山字上の一の山三八	自由民主党	平成二十年六月十六日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
大友喜助後援会	太田 正昭	大友 啓司	角田市角田字田町一三二・四	平成二十年六月六日
宮城県商工政治連盟	遠藤 悦次	森 益朗	加美郡色麻町一の関字原屋敷一	平成二十年六月六日
加美支部				
大内清春後援会	渡辺 運次	阿部 洋一	黒川郡大衡村大衡字亀岡二・一七	平成二十年六月九日
KAKUDACHA	本田 敏昭	本田 弘昭	角田市角田字田町一三一・一	平成二十年六月二十五日
NGE				

○宮選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年七月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
中山耕一後援会	坪子 正男	主たる事務所	黒川郡富谷町上	黒川郡富谷町と	平成二十年六月三日
		所の所在地	桜木一・四二・一〇	ちの木一・一〇	

二・七

宮城県商工政治連盟	菅原 慶志	同	仙台市泉区虹の丘一・四・八	仙台市青葉区上杉一・一・二	平成二十年六月四日
鳥貴俊一後援会	今野 俊春	代表者	今野 俊春	鳥貴 哲也	平成二十年六月十三日
同	同	会計責任者	鳥貴 哲也	鳥貴ひろみ	平成二十年六月十三日
ゆさみゆき心援団	長池 博子	同	茂泉 貞夫	千葉 祐	平成二十年六月十三日
さむらのぼる後援会	木村 仁洋	代表者	木村 仁洋	三浦 仁平	平成二十年六月十五日
同	同	会計責任者	木村 紀斗	佐藤 康之	平成二十年六月十五日
戸羽芳文後援会	戸羽 芳文	同	戸羽 厚生	戸羽芳太郎	平成二十年六月十八日
村上すすむ後援会	村上 進	主たる事務所	気仙沼市唐桑町馬場七〇・二	気仙沼市田中前三・七・九	平成二十年六月十八日
同	同	会計責任者	村上 進	村上 甚一	平成二十年六月十八日

○宮選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年七月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
村上すすむ後援会	村上 進	主たる事務所	気仙沼市唐桑町馬場七〇・二	気仙沼市田中前三・七・九	平成二十年六月十八日